

自動販売機設置事業者募集要項

深谷市では、公共施設に自動販売機を設置する事業者を下記のとおり募集します。
本募集要項及び仕様書をよく読み、内容を熟知した上で参加してください。

1. 目的

市有財産の有効活用及び市民サービスの向上を図る。

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 深谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては深谷市内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 県税又は市税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていることである。

3. 募集に付する事項等

- (1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所、面積、期間及び条件等
別添「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」のとおり

4. 応募の手続き

- (1) 応募書類の提出期間

令和8年2月2日(月)から2月13日(金) 午前9時から午後5時までの間

※土、日、祝日及び平日の正午から午後1時までを除く。

- (2) 提出場所及び問い合わせ先

〒366-8501 深谷市仲町11番1号

深谷市役所企画財政部公共施設改革推進室（本庁舎3階32番窓口）

【問い合わせ先】電話番号：048-568-5009（直通）

メールアドレス：s-kaikaku@city.fukaya.saitama.jp

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	参加申込書（様式第1号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	誓約書（様式第2号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	賃貸借料提案書（様式第3号）【注1】 ※封筒に入れ必ず封印する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※発行後3ヶ月以内の原本又は写し	<input type="radio"/>	—
⑤	住民票の写し ※発行後3ヶ月以内の原本又は写し	—	<input type="radio"/>
⑥	本籍地のある市町村発行の身分証明書 ※発行後3ヶ月以内の原本又は写し	—	<input type="radio"/>
⑦	ア 市内：市税に滞納がないことの証明書【注2】 イ 市外：埼玉県税の納税証明書（法人県民税・法人事業税） ※発行後3ヶ月以内の原本又は写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑧	設置する自動販売機のカタログ【注1】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑨	法令等の規定により許認可等が必要な場合はそれを証する書類の写し【注3】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑩	委任状（様式第4号）及び印鑑証明書【注4】 ※印鑑証明書は発行後3ヶ月以内の原本又は写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

注1 複数の物件に申込む場合、③、⑧については、物件番号ごとにそれぞれ提出し、他の書類は1部提出すること。

注2 深谷市に納税義務がある場合はアのみ提出すること。深谷市に納税義務が無い場合はイのみを提出すること。

注3 紙パック、食品またはアイスクリームの自動販売機を設置する場合で、食品衛生法の許可等が必要な商品を取り扱う者は、その許可証の写しを提出すること。

注4 深谷市への賃貸借料提案書の提出、市との契約、代金の支払い等の権限の一切を支店又は営業所等に委任する場合（支店・営業所等の長を契約権者とする場合）にのみ提出することとし、委任者の印鑑証明書を添付すること。

注5 提出書類は返却しない。また、深谷市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料を提出してもらうことがある。

(4) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を公共施設改革推進室に直接持参することとし、郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

(5) 賃貸借料提案書（様式第3号）に記載する金額

記載する金額は、物件番号ごとの年額とする。（消費税及び地方消費税を除いた額とする。）

5. 質問書及び回答について

(1) 質問書受付期間

令和8年1月5日(月)から1月16日(金)正午までの間

※現地確認時の質問対応は行わないため、施設の利用等について確認事項がある場合はこの期間内に必ず質問を提出すること。

(2) 提出方法

質問書（様式第5号）の提出は、持参、郵送または電子メールとする。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までの間（土、日、祝日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

(3) 質問者への回答

質問に対する回答は、令和8年1月23日（金）までに、深谷市のホームページに掲載する。

6. 現地確認について

設置場所の現地確認を希望する場合は、次のとおり現地確認申込書（様式第6号）を提出すること。（参加者は1事業者3名以内）当日は職員立ち会いの元、現地確認を行うこととする。なお、この現地確認では質問は受けないため、設置場所の確認のみを行うこと。

(1) 現地確認日時

令和8年2月3日（火）午前9時から午後4時までの間で市が指定した時間

※時間等の詳細については、申込期間終了後（1月26日（月）以降）に申込者に対し個別に連絡する。

(2) 申込期間

令和8年1月5日（月）から1月23日（金）まで。

(3) 申込方法

申込書の提出は、持参、郵送または電子メールとする。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までの間（土、日、祝日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

7. 応募資格の確認等

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とする。

(2) 応募事務の担当者から応募書類に関し説明を求められた場合は、応募者の負担において説明をしなければならない。

8. 設置事業者の選定方法

- (1) 深谷市が設定する最低貸付料以上の額で、かつ最高価格の賃貸借料（年額）の提案者を設置業者として選定する。ただし、物件番号R 7-1及びR 7-2について、賃貸借料が最高価格の提案者をR 7-1、次点の提案者をR 7-2の設置者として選定する。
- (2) 最高価格で同価の提案が2者以上ある場合は、くじ引き抽選により選定する。なお、応募者が公開選定の場にいない場合、また、くじを引かない者がある時は、これに代わって選定事務に関係のない当市職員がくじをひくこととする。この場合、異議を申し立てることはできない。
- (3) 賃貸借料提案書は、公平性の担保のため公開で開封をおこなう。

9. 公開選定の日程等

- (1) 公開選定日
令和8年2月18日（水）
- (2) 受付時間
午後1時30分から午後1時55分までの間
- (3) 公開選定時間
午後2時から
- (4) 会場
深谷市役所2階 会議室2-1
- (5) 公開選定の立会い

応募者は公開選定に立会うことができる（1事業者1名のみ）。立会いを希望する応募者は、受付時間内に受付を済ませること。なお、応募者以外の者が出席する場合は、公開選定日当日、公開選定立会い委任状（様式第7号）及び身分を証明するもの（名刺等）を提示すること。

10. 設置事業者の公表等

設置事業者の選定後、選定された者に関して深谷市のホームページに次の事項を掲載する。

- ① 設置事業者を決定した日
- ② 貸付ける施設・場所の名称
- ③ 設置事業者名及び賃貸借料
- ④ 応募者数

11. 無効な応募等

- (1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
- ① 不正行為による応募
 - ② 賃貸借料提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱しているとき。
 - ③ 賃貸借料提案書の記名・押印を欠くもの及び金額を訂正したもの。
 - ④ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの。
 - ⑤ その他募集に関する規定等に違反した応募。
- (2) その他
- ① 提出した書類は、提出期限を過ぎた後は、理由の如何を問わず、書き替え、引き換え又は撤回することはできない。
 - ② 設置事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定時期を延期し、又は取り止めことがある。
 - ③ 災害等の発生により、公開による選定ができないときは、非公開で選定することがある。

12. 契約

- (1) 選定された設置事業者は、公共施設改革推進室と協議の上、指定された日時までに市有財産賃貸借契約書を締結しなければならない。
- (2) 土地賃貸借契約書に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、設置者の負担とする。なお、建物内の物件については、賃貸借契約書には印紙税はかかるない。

13. 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

なお、設置事業者の決定を取り消したときは、提案賃貸借料の高い順に随意契約交渉を行うこととする。

- (1) 上記12に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。
- (3) 本要項及び仕様書等を、当該募集手続以外の目的で使用したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) その他市長が契約の相手方として、適当でないと認めたとき。